

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会
女性の防犯検討会議

議 事 録

日 時：平成30年1月25日（木）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 8階1号会議室

1. 議 事

○事務局（池田区政課長） 時間前ですけれども、皆さんおそろいですので、会議を始めさせていただきますと思います。

本日は、大変お寒い中、また、天気の悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第2回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会女性の防犯検討会議を開催させていただきます。

私は、札幌市市民文化局地域振興部区政課長の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は2回目の会議でございますけれども、部会長に進行をお願いいただく前に、私から、配付資料の確認と留意事項の説明等をさせていただきますと思います。

まず、2回目から札幌市のほうで新たに参加させていただきます職員をご紹介しますと思います。

札幌市市民文化局の男女共同参画室で犯罪被害者の支援等を担当している係長が出席しておりますので、紹介させていただきますと思います。

○事務局（ヴィーライアン男女共同参画室調整担当係長） 市民文化局男女共同参画室のヴィーライアンと申します。

今ご紹介がありましたとおり、犯罪被害者支援を担当させていただいております。

そのほかに、性暴力被害者支援、デートDVの対策なども担当しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（池田区政課長） それでは、お手元の資料の確認をさせていただきますと思います。

本日の資料は、座席表、次第、資料1の札幌市内の犯罪情勢、資料2の薬物使用の疑いのある性犯罪被害について、資料3の女性のための防犯ハンドブック作成についてということで、ハンドブックの案と、札幌市で平成28年に発行しております、みんなの安全・安心ハンドブックという小学生向けの冊子を配付させていただいております。

不足のある方がいらっしゃればお申し出ください。

続きまして、留意事項ですけれども、本日の会議は公開となっております、議事録の作成や、今後、広報等に利用するために会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言される場合につきましては、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

また、会議の進行中、先日もご注意差し上げましたけれども、過去の事例等に基づく発言など、公開されることによって2次被害につながるおそれがあるような場合については非公開とすることがふさわしいということが考えられます。そういったご発言をする前に申し出ていただくことで、発言の部分についての非公開ということもできますので、その際には、傍聴されている方々にご退席いただいた上でご発言をいただきたいということで、

前回と同様に進めさせていただきたいと思います。

留意事項は以上でございますけれども、本日、駒木委員が欠席されておりますけれども、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数に達しておりますので、この会議は成立していることを申し添えさせていただきたいと思ます。

それでは、審議会規則に基づきまして、以降の進行は山崎部会長にお願いしたいと思います。

山崎部会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○山崎部会長 山崎です。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

まず、次第1について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 皆様、よろしくお願いいたします。

札幌市役所市民文化局地域振興部区政課の西中と言います。私から説明させていただきます。以後、座ってお話しさせていただきます。

まず、お手元の資料1札幌市内の犯罪情勢をご覧ください。

札幌市内の刑法犯認知件数の推移でございますが、昨年（平成29年）の第1回目の会議の際にもお話しさせていただいておりますけれども、このたび、平成29年中の統計を北海道警察からいただきましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、資料1ですが、赤色の折れ線グラフが北海道内の刑法犯認知件数を表しておりまして、青色の棒グラフが札幌市内における刑法犯認知件数を表したものになっております。

北海道内における刑法犯認知件数ですが、平成29年中は2万8,160件ということで、前年と比較しますと、3,853件、約12%減少しております。平成14年から15年連続して減少しており、ピーク時は9万4,000件だった数字が約3割ぐらいになっております。

続いて、札幌市内においても同じく減少傾向にありまして、刑法犯認知件数は1万3,230件ということで、平成28年と比較して2,192件、約14.2%減少している状況です。

ご覧いただいておりますとおり、札幌市内におけます刑法犯認知件数もピーク時の平成13年から16年連続で減少しており、平成13年の4万1,290件と比較しますと約68%の減少という状況になっております。

しかし、1日当たりで計算いたしますと、1日当たり大体36件ほどの刑法犯を認知している計算になっております。

続いて、2の札幌市内の平成29年中における刑法犯の包括罪種別認知件数についてお

話をいたします。

包括罪種というのは、刑法犯のうち、被害法益や犯罪態様といった観点から、類似性の強い罪種を包括したものになり、窃盗犯、殺人、強盗といった凶悪犯、暴行、傷害といった粗暴犯、詐欺、横領といった知能犯、そして、強制わいせつ、公然わいせつ、賭博といった風俗犯、そのどれにも属さないその他の刑法犯という六つに分けております。

円グラフで表しているとおおり、札幌市内では窃盗犯の認知が最も多くなっており、全体の約65%を占めている状況です。

先ほどお話ししたとおおり、刑法犯は減少傾向にあり、窃盗犯、凶悪犯、その他の刑法犯は、平成29年は前年と比べて減少している状況ではございますが、その反面、粗暴犯、わいせつ犯を含む風俗犯は増加傾向にあるという状況になっております。

最後に、3の女性に対する前兆事案の状況です。

前兆事案とは、第1回の際にもお話ししましたが、重大な性犯罪等の前兆と見られます声かけやつきまといといった事案を言います。

こちらの表につきましては、北海道、それから、札幌市内9警察署管内における前兆事案の認知件数を表したものになっておりまして、市内警察署という数字の中には石狩市や北広島市等の件数も含まれています。

そして、平成29年中の札幌市内警察署におけます前兆事案の認知件数につきましては、1,371件ということで、全道の56.5%を占めている状況です。

特に、札幌市内警察署においては、痴漢・身体接触事案、身体露出事案が多く発生しており、痴漢・身体接触事案は全道の約65%、身体露出事案は全道の約72%を札幌市内警察署で認知しているということで、凶悪な性犯罪につながるおそれの高い事案が発生していると言えるような状況になっております。

以上です。

○山崎部会長 ありがとうございます。

風俗犯は増えているということでのお話だったと思うのですが、何かご質問、ご意見はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 また何かありましたら、後からでもご質問いただくということで、次第の2に移りたいと思います。

薬物を使用した性犯罪被害が最近目立ってきておりますが、それについて、事務局からご説明をしていただきたいと思っております。お願いいたします。

○事務局(西中地域防犯担当主査) それでは、引き続き、私から説明させていただきます。

資料2の薬物使用の疑いのある性犯罪被害についてをご覧ください。

1の薬物を使用した性犯罪に対する国の動きについてですが、近年、医師から処方される睡眠導入剤等を使用して意識レベルが低下した被害者に対して性犯罪に及ぶといった悪

質な手口が散見されるようになっており、国会でも取り上げられるなど社会的関心が非常に高まっている状況です。

委員の皆様におかれましては、既にご存じの方もいらっしゃると思うのですが、このような手口について広く知っていただくべく、このたび議題とさせていただきました。

薬物を使用した性犯罪の手口に関しましては、昨年末に警察庁から全国の警察に対しまして、薬物使用の性犯罪捜査に関して適切な証拠保全に関する指示がなされております。

また、被害に遭われた方への適切な対応と、被害防止のためには、捜査機関、関係各団体が更なる連携をして広く広報啓発をしていくことが求められているといった現状になっております。

このような情勢を踏まえまして、2の今後の対応についてです。

まず、被害防止のための対応ですが、こういった薬物を使用した性犯罪被害というのは、薬物の影響によりまして、被害に遭っていることに気づかず、手口が表面化しにくいといった特徴もございます。

そのため、薬物を使用した性犯罪への認識をさらに向上させるということで、警察や我々行政機関、関係各団体の方々が連携して、現状、手口等について周知を図っていく必要があるといったところでございます。

後ほどの議題3でもご紹介いたしますが、このたび進めておりますハンドブックについてもこの手口に関する内容に若干触れさせていただいております。

このほかにも、講座や啓発といったさまざまな機会を通じて周知を図っていく必要があるというところです。

続いて、被害に遭われた方への対応についてです。

性犯罪というのももちろんですが、事件の被害に遭われても、不安、恐怖といったさまざまな事情から警察への通報等に対し慎重になるケースが多くあると思います。

しかし、薬物が使用される事件にあっては、薬物の種類によっては、摂取後、数時間から数日の間に排出されまして、警察への届け出のタイミングによっては体内から薬物成分が検出できないということで、証拠が採取できなくなって事件の立証が難しくなるといった場合がございます。

こうした特徴を踏まえまして、先ほどもお話ししましたが、警察庁から全国の都道府県警察に指示が出ているという状況です。

被害者自身の権利の保護、同一加害者による被害拡大防止のためには、早期に警察に届けて、警察による対処も重要になってくるということです。

そういった点を踏まえまして、記憶が一部薄れていて、事実がはっきりしない場合であっても、また、被害直後の段階で警察への届け出は望まないといった場合であっても、事後に備えて、警察への早期届け出を念頭に置いて、適切な対応を心がけていく必要があるというようなことなどが、被害者の方への対応の留意事項となっております。

こういった情勢を広く周知していくのと、皆さんにもご理解をいただきたいという趣旨

でお話をさせていただきました。

以上です。

○山崎部会長 ありがとうございます。

この件につきましては、ハンドブックの中でも取り上げられているということで、また皆さんで議論をしていただければと思うのですけれども、最近、私たちが相談を受けていても、薬物を使った場合というのは、全く知らない人が対象ではなくて、一緒に飲んでいて、ちょっと席を立て、またお酒を飲んだら、もう記憶が飛んでしまって、気づいたらホテルだったという相談があります。非常にふえてきている事件だし、巧妙になってきていると思っているので、ハンドブックの中でもぜひ周知していただきたいと思っております。

今の事務局の説明について、ご質問等がありますか。

異委員、お願いいたします。

○異委員 異です。

周知ということですが、どういう方法で周知を図っていくのでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 周知の方法等についてはですけれども、ハンドブックには、こういった手口が最近多く発生していますということ載せて、まず、こういう手口があることを知っていただくのが非常に重要だと思っておりますので、こうしたハンドブックを通じた周知や、そのほか、我々札幌市で防犯に関する出前講座をしていますので、その講話の機会等で広く周知をさせていただきたいと思えます。

また、犯罪防止のための街頭啓発をしておりますので、そういったところでも、さまざまところで呼びかけていきたいと考えております。

○山崎部会長 ハンドブックや出前講座、街頭啓発というお答えでしたが、いかがでしょうか。

○異委員 被害に遭われる方はきっと若い方が多いであろうと予想されるので、出前講座をその方々が受けると思えないのです。

その方にハンドブックが渡ればいいなと思うのですけれども、先ほどお話があったように、飲み会の席で、飲んでいる間に薬が使われるのであれば、一体何を注意したらいいのか全くわからないので、そういうことがあるなということがわかっても、どういうことに気をつけたらいいのか、周知の仕方がかなり難しいのではないかと思います。そこを考慮して、うまく、広く周知できるようにお願いいたします。

○山崎部会長 周知の方法をとというご意見でした。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 確かに、こういった手口に対する被害防止の方法といますと、本当に難しい部分がかかなり多いのではないかと思います。

ただ、こういった手口を知らない若い方もいらっしゃると思えますし、ほかの広い年代でこういった手口を知らない方もいらっしゃると思えます中で、仮に、外で飲食等をしている際に、記憶が一部ないということがあれば、もしかしたらこういった手口なのかもしれない

いという認識を持ち、それによって相談につながっていくという動きも期待して、広く周知する方法を考えていきたいと思っております。

○山崎部会長 なかなか難しく、飲み会の途中で席を立つときに、まさか飲物を持ってトイレに行くわけにもいかないし、親しい人たちと一緒に飲んでいるとか、あらかじめ彼女のことを襲ってやろうという前提で、複数の加害者がみんな話合われてやられてしまうと、防ぐことは難しいです。防犯ブックにはいろいろな防犯の仕方が書いてあるのですけれども、これに対する防犯はなかなか難しく、今後の大きな課題だと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

行方委員、お願ひいたします。

○行方委員 1番の薬物を使用した性犯罪に対する国の動きについてですが、医師から処方される睡眠導入剤や抗不安薬等を使用しということですが、今までの事件でも、有名大学の何とかという大学の学生が集団的に暴行したとかということを実際に耳にしているのですけれども、最近の流れとして、高齢者は、どうしても眠りが浅いということで睡眠導入剤を割と簡単に処方されると聞いていたのですが、高齢者の中で、内科でも最近では厳しくなっている感じがあるということです。今までは、気楽に、はい、いいよ、じゃあ、30日分ねという感じで出していたものが、最近では、内科ではなく、心療内科に行ってもらってくれと言われたというお話を聞きました。厚労省などで、医療機関に厳しくするという流れが今あるのかどうかについてお尋ねしたいのです。

私自身は、調べるために、目薬をもらう調剤薬局でその話を聞いてみたのです。最近、内科とかでは余り出していただけないのですかとお聞きしたら、その調剤薬局の薬剤師さんは、いえ、どこの内科でも出してもらえますよというお答えです。ですから、その辺の実際のところがよくわからないので、そういう流れをお聞きしているのであれば教えていただきたいなと思ひました。

○山崎部会長 医療機関での扱いについての質問ですが、いかがでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 大変申しわけないのですが、医療機関での取り扱い、薬剤の処方に関する部分は把握しておりません。確かに、心療内科でも、若い方でも症状があれば睡眠薬を処方される方もいらっしゃいますので、いろいろなところでこういう薬剤が処方される機会は多いと認識しています。

ただ、本当に申しわけないのですが、病院において薬剤の処方が厳しくなっているかということに関しては把握しておりません。

○行方委員 わかりました。ありがとうございます。

○山崎部会長 ほかに、ご意見、ご質問はありますか。

馬場委員、お願ひいたします。

○馬場委員 馬場です。

心療内科でもいただけますし、内科でもいただいて、割と簡単にいただいているイメージがありますし、私自身もそういう経験があります。

ただ、今思ったのですが、睡眠導入剤は決してほかの人に飲ませてはいけませんという啓発ポスターを張ったり、居酒屋でそういうところにも薬物を入れたらいけませんというのは当たり前ですが、そういう簡単なことで意識が向上すると思います。ハンドブックよりも、居酒屋に行って壁に張ってあったら、若い子にも認識が広まると思うのです。この前、ドーピングのお話がありましたが、私がいないうち、これを見ていてねとほかの女性の方に言うとか、そういう行動につながるのではないかと、今、ふと思いました。

○山崎部会長 当事者だけではなく、医療機関や居酒屋などの犯罪が発生しやすいところへの啓発も必要ではないかという意見が出ました。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 確かにそういったところで啓発していくのは非常に効果的な部分があると思います。

啓発の方法等も含めまして、北海道警察等と連携しながら、いろいろと検討してまいりたいと思っております。

○山崎部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はありますか。

○水谷委員 水谷です。

今のお話に重なると思いますが、事前資料の主な用途というところで、中学校から大学、専門学校に通う女子学生へ配布という記載がありました。やはり、女子学生だけがこのハンドブックの中身を知っていればよいということではないと思うので、先ほど馬場委員がおっしゃったように、居酒屋など、男の方の目にもつくようなところにこういったものが置かれていければいいなと思います。

また、今、中高生の学生さんは、LGBTなど、性の多様性の学習もされていたり、そういう啓発も進んでおりますので、女子学生に配布とか、女子と男子に分けて配布をしているところにちょっと懸念があります。そこは考えていただければと思いました。

○山崎部会長 ありがとうございます。

ハンドブックの話が出ました。

では、ハンドブックの配布先と、女子学生だけでということでも出ましたので、ハンドブックの話に移っていただいてよろしいでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） それでは、ハンドブックの話をさせていただきます。

まず、お手元に、資料3の女性のための防犯ハンドブックの作成についてと、現在作成させていただいておりますハンドブックの案をお配りさせていただいています。さらに、参考として、子どものためのハンドブックを配付させていただいています。

まず、資料3の1の制作物ということで、A5サイズのハンドブックの案を作成させていただいております。

第1回の会議の際に、委員の皆様からさまざまなご意見をいただきまして、加害者に対する対策、被害者支援等、重要な課題はさまざまありますが、今回の防犯ハンドブックにつきましても、犯罪被害防止ということで、犯罪被害に遭われる方を一件でも少なくした

いというところから、防犯に主眼を置いて作成させていただこうと思っております、現時点の案ということで、北海道警察に助言をいただきながら作成させていただきました。

そして、主な用途というところでは、先ほどご意見もいただいたところですが、いろいろな方にご覧になっていただくのが一番いいと思っております。札幌市内の中学校から大学、専門学校への配布、札幌市で実施している街頭啓発の際の配布、市内9警察署を通じた配布等々を予定しておりますが、先ほどご意見をいただいたとおり、学校への配布については、どういった配布方法がいいのかを検討する必要があると思っておりますので、今後、学校教育のほうとも打ち合わせしながら、配布方法等は検討してまいりたいと思っております。

ハンドブックの規格は、お配りさせていただいているとおり、A5判で作成しております。

サイズは、子どものためのハンドブックと同じで、街頭啓発等で配布する際に、受け取っていただきやすい大きさだと思っております、A5サイズにさせていただいております。

ページ数は、現時点の案の段階では、表紙と裏まで含めて12ページで作成しています。現在は、案の段階で、事業者等との関係もまだですので、白黒で作っておりますが、最終的にはオールカラーで作りたいという予定です。

そのほかに、ウェブ掲載用データも作成し、ホームページへの掲載も考えております。

こちらのハンドブックの中身ですが、裏面にもページごとに簡単に載せておりますが、こちらは案を見ながらお話をさせていただきたいと思っております。

まず、表紙は、題材や発行元を記載しておりますが、めくって裏表紙の部分です。「はじめ」ということで、刑法の改正によって性犯罪の厳罰化が改正されておりますけれども、これを踏まえた上で、罪を犯した人に責任があることはもちろんですが、少しでも犯罪被害に遭う方を減らしたいという思いを載せた上で、このハンドブックの目的を記載させていただいております。

次の1ページに移りまして、中身は札幌市内の犯罪情勢ということで、グラフ、表を用いて紹介しております。

統計情報につきましては、先ほど資料1の際に説明したものと同じで、平成29年中の件数を載せております。

2ページに行きまして、外出時における犯罪被害防止です。特に、札幌市内ですと、路上における痴漢やひったくりといった犯罪被害も発生しているものですから、そういったところの被害防止ポイントについて3点記載させていただいております。

犯人は人目につかない場所を狙うですとか、ながら歩きに注意ですとか、警戒が犯罪を遠ざけるということを紹介しています。

そして、3ページにつきましては、住宅、帰宅時における被害防止ポイントということで、エレベーターに乗るとき、自宅に着いたとき、ひとり暮らしの場合ということで、こちらも3点を載せております。

そして、4ページに行きまして、こちらは住宅の防犯について記載させていただいてお

ります。

札幌市内には限らず、北海道内でもそうですが、住宅に侵入した上で性犯罪に及ぶといった悪質な犯罪行為も散見されます。

こうした状況の中、住宅の防犯力を高めるための防犯機器の取り付けや侵入の足場になる物の注意喚起、それから、CPマークという防犯に強い器具に関する建物部品に関するマークがありまして、こちらを紹介させていただくとともに、防犯を意識した住宅選びのポイントを記載させていただいております。

そして、5ページに移りまして、近年、相談が増加傾向にあるストーカーへの対応についてです。

ストーカー被害は、行為がエスカレートしますと予想もつかない大事件に発展するおそれがありますので、少しでも不安を感じた場合は警察等に相談することが非常に重要になります。

そこで、相談に当たって、より早期の解決を図るための対策のポイントとして、被害日時の記録や着信履歴の保存といった5点を紹介させていただいております。

そして、6ページに行きまして、防犯グッズ、アプリのご紹介になります。

防犯ブザーは、皆様も当然ご存じだと思うのですがけれども、防犯ブザーのほか、北海道警察で事件の発生や前兆事案といった防犯情報を提供しておりますYahoo!防災速報というアプリケーション、それから、ほくとくん防犯メール、ツイッターについてご紹介させていただいております。

こちらのQRコードにつきましては、北海道警察から提供をいただいておりますので、これを読み取ることで簡単に利用することができるというものになっています。

そして、7ページは、犯罪被害に遭われたときの対応ということで、実際に犯罪被害に遭われると、恐怖、不安といったさまざまな事情によって対応は非常に難しい場合も当然あるのですが、そういったときの対応方法について記載させていただいて、事前に知っておいていただけたらということに記載しています。

また、札幌市のほうで出前講座をしていますので、ここでも学校ですとか様々なところに行かせていただいているのですが、実際にどこに通報をすればいいのかという疑問を多くいただきますので、通報先について記載させていただいております。

110番がいいのか、警察署がいいのかといった疑問もいただいておりますので、そういったところを記載させていただいております。

そして、8ページに行きまして、性犯罪被害の相談についてになります。

議題2の際にもお話ししたのですが、性犯罪被害というのは、特に不安、恐怖といったさまざまな事情から警察などへの相談に対し慎重になるケースがあります。

ただ、被害者の保護、心身の早期回復といったところでは、専門機関への相談が極めて重要になると思いますので、防犯だけではなく、被害に遭ったときの相談先について、あらかじめ知っておいていただければ相談もしやすい環境もつくれると思います、載せさせてい

ただいております。

性犯罪被害の相談の流れ、支援センターや警察への相談をイメージ図として載せさせていただきまして、相談先における対応を簡単に記載させていただいております。

この中で、薬物使用をした性犯罪被害が発生しているという文章も載せさせていただいております。

北海道におきましては、支援センターということで、SACRACH（さくらこ）や、家庭生活総合カウンセリングセンターにも性暴力専用ダイヤルがございますので、こういったところもご紹介させていただいております。

そして、9ページの相談窓口の紹介ですが、北海道警察への相談窓口を初め、11の相談窓口を一覧表の形式で紹介させていただいております。

そして、最後の裏面には、我々地域防犯担当係からということで、防犯というのは、一人一人が気をつけるということも重要ですが、人と人のきずなや、町内会による活動やボランティアの方々による活動も非常に大きな部分がありますので、そういったところへのご協力とご理解をお願いしますという巻末文を載せさせていただいています。

また、ハンドブックの発行元、問い合わせ先として、区政課の電話番号、ホームページアドレスを記載させていただいています。

簡単ではございますが、以上がハンドブックの案の内容紹介になります。

本ハンドブックにつきましては、防犯に主眼を置いて作成しておりますが、当然、防犯対策の中には、環境などによって現実的には非常に難しいものも当然多くあります。ただ、犯罪被害といっても、当然、加害者が罰せられるものであり、防犯対策をしなかったからというように被害者に責任があるものはございません。そういう状況ではありますが、札幌市内では、いまだに多くの犯罪が発生しておりますので、犯罪被害を一件でも減らしていくためにお伝えしたいことを記載して、作成いたしました。

この後、そのほかに皆さんご自身が注意していることなどについてご意見をいただきながら、ハンドブック作成を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山崎部会長 ありがとうございます。

本日の主題であるハンドブックについての説明をいただきました。

皆さん、いろいろなご意見があると思います。今回は、防犯のことをきちんとやらなかった自分が悪かったからと被害者が思わないような防犯ハンドブックをつくってほしいということを事務局にお願いして、今回、これができてきたわけですが、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

○巽委員 前回、ハンドブックを作るに当たって、対象が学生などですので、かなりわかりやすい内容で作ってほしいという意見があったと思います。ところが、最初の1枚目をめくると、「はじめに」は漢字が随分いっぱいあって、法律の話がいっぱいあって、次に統計があって、次のページをもうめくりたくないような気分になってしまいます。

また、グラフを見ても、刑法犯は減少しています、しかしということで、それを言う必要があるのかと思うのです。中学生から大学生ということであれば、本当に読みやすい、わかりやすいものにしたほうが伝わるのではないかと思います。子どものためのハンドブックを見ると、「はじめに」も載っていないし、グラフも載っていないし、とてもわかりやすいのです。このほうがずっと伝わるのではないかというのが私の意見です。

○山崎部会長 ありがとうございます。

言葉が難しかったり、グラフが出てきたり、ちょっとかたいなという印象は私も持ちました。

前回、子どもにもわかる言葉で作るハンドブックが誰にでもわかるのではないかという意見が出てきたと思うのですが、この辺の文言のかたさについてはどうでしょうか。

前野委員、お願いします。

○前野委員 前にお話ししたかどうか忘れてしまったのですが、幼児が小学校1年生に入るときに覚えている言葉の数は2,500語です。小学校入学時2,500語で、6年生の卒業時で2万5,000語ぐらいになると言われているのですが、それは普通に学習が進めばということです。この子どものためのハンドブックの内容を見ると、2年生か3年生以上が理解できるぐらいだと思うので、そうだとすると、1万語前後を覚えているか覚えていないかぐらいでしょうか。全部に振り仮名が振ってありますので、そのぐらいの言葉を獲得している子どもたちにわかる程度でつくられていると思います。ですから、私たちが見ても、すごく易しいのです。

ちなみに、私たちは4万語から5万語ぐらい獲得していると言われていています。ですから、そういう人たちの作るパンフレットがこれになってしまうのです。今の大学生レベルでどこまでいっているかというか、普通の大学だと、2万語から3万語にいけばいいほうだと思うのです。大学もピンキリですから、私としては、大人向けに作ったとしても、これの倍ぐらいの語彙量、2万語から3万語ぐらいの語彙量を持っている人が理解できるようなものを作っていないと、全部難しいと思うのです。

法律用語というのは、世の中で一番難解で、大学の授業のときも法律用語が出てくる授業はみんなが寝ている状況ですので、この表現だと読まないと思います。

こういうことを載せたいのであれば、相当かみ砕いて書かなければいけないということがあると思いますので、例えば、漢字の使用、表現についても、私たちがわかる言葉で書くのではなく、本当に半分以下の語彙量の人がある表記にしなければだめではないかと思っています。

ですから、被害に遭うの「遭う」だって、今の大学生で読めない人がいるかもしれません。それが現状なので、ちょっと難しいかと思っています。

○山崎部会長 語彙量とか表現の仕方等の意見が出ましたが、これに関連して何かご意見はありますか。

○小野寺委員 今のことに引き続きですが、この言葉を見ても、警戒、注意をしましょう

ということで、自分がやらなければいけないのですけれども、具体的にどうやったらいいのかということがこちらに書いてあるようなことだと思います。やはり、そういうものは必要ではないかと思います。

それから、薬物については、私たちの中では、かなり前のSACRACH（さくらこ）が始まったころからこういう問題は出ていました。例えば、男の人と一緒に飲んだり喫茶店にいるときでも、席を立つときに飲み物は必ず飲み干していきましょうと言っています。

それから、飲み会などで途中で席を立つときに、もし残っていたら、新しいものをもらいましょうとか、もし書けるページがあるのだったら、そういう具体的な注意方法を書いたほうが良いと思います。

○山崎部会長 不安を感じたりという抽象的な表現ではなくて、具体的に自分の身を守るためにはどうしたらいいのかという表現方法にしてはいかがかという意見でした。

私も、これはかたいと思いました。円グラフが出てきて、棒グラフが出てきてとなってしまうと、もうここで読まないとなってしまう可能性も高くなると思います。ですから、なるべくたくさんさんの絵を使って、漫画みたいな感じで、防犯のやり方はこういうケースがあってというように、ぱっと読んでいける感じのほうが良いと思いました。

ほかにありますか。

○馬場委員 馬場です。

私も同じ意見です。

私は、防犯設備をやっているということで、4ページの防犯機器の取り付けやCPマークというのは、あくまでも私たち専門業者の間のことであって、CPマークと言われてもわからないと思うのです。

ですから、ここも重要なことかもしれませんが、それよりももっと先にやることのあるのではないかと思いますし、薬物の件に関しても、小さいところで米印で書いてあるより、絵で「だめよ。バツ」などと書いたほうがわかりやすいと思います。

また、6ページのYahoo!防災速報は、私も使っています。これはヤフーのもので、すから、ここで言ってもしょうがないですが、今出ましたよ、こういう人がいますよというだけで、その後はどうなったのかということが全くわからない状況なので、正直に言って役には立っていません。

○山崎部会長 ありがとうございます。

QRコードがあって、私もダウンロードしてみたのですが、おっしゃるとおりだと思います。それより、もうちょっと具体的に、見た人の立場に立った文言が良いと思います。

実は、「性暴力に悩んでいるあなたへ」という仙台市でつくっているパンフレットをもらっています。ここには、性暴力とは何か、セクシャルハラスメントとはどういうことか、ストーカー行為とはどういうことなのか、DVとはどうなのか、デートDVとは何なのかというように、被害者が自分に何が起こったのだろうということを言葉化するような説明があって、その次に、レイプには神話がある、被害者には落ち度がある、嫌だったら最後

まで抵抗するはずだ、見知らぬ人、異常な男がレイプする、性欲により衝動的にレイプするのだ。いや、これは違います、一方的に被害に遭っている、恐怖により抵抗できなくなることが多いのですということが書いてあって、周囲の人にできることが書いてあって、その後に、もしも性被害に遭ったら安全を確保しましょう、早めに病院へ行きましょう、助けを求めていいのですというように、被害者に呼びかける感じで書いてあります。

裏表なので、絵などはそんなにはないのですが、今回作成するハンドブックのような分量があれば、もっとイラストで注意するようなことを防犯という視点からもできるのではないかと考えています。

私は皆さんと大体同じ意見です。

ほかに何かありますか。

○前野委員 もしご検討していただくのだとしたら、短文がいいです。説明文はだめです。今の子どもたちは、説明文の理解がすごく苦手です。ですから、子どものためのハンドブックはすごく読みやすいと思うのです。短い文で書いてありますね。2行にも3行にも文章がわかってしまうと、読み出してから結論に行くまでに何が書いてあるかわからないというところがあります。今、大学生でも同じで、私などは、講義資料を作っていると、だんだん自分の資料の文章が短くなっていくのがわかるのです。情けないと思っているのですが、それが現状です。そのように、もう一度、文章表記は考えられたらどうかと思います。

○山崎部会長 ありがとうございます。

短文でということでした。

子どもための安全・安心ハンドブックを見ると、箇条書きですね。具体的に、知らない人から電話がかかってきたらどうしようとか、すごく具体的な事例が載っていて、そういうときにはこういうふうにしたらいいいということで、1、2、3、4と出ている。このぐらいの短文だったら読みやすいので、説明文ではないほうが良いという意見が出されました。

ほかにはどうでしょうか。

○前野委員 この書き方についてです。

8ページに、刑事事件専門の警察官が対応しますと書いてありますが、こう書くと、被害に遭ったときは警察官に話をしなければいけないのかと思うのです。多分、同性が対応しますね。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 可能な限りです。最初に女性の方をお願いしますと言えば、できる限り女性警察官に対応していただけます。

○前野委員 そういうことを書いたほうが良いと思うのです。誰にも言うのが嫌なことから、こう書いてしまったら、言いに行かないと思うかもしれません。

その下にも、被害者支援要員による付き添い支援などと書いてあるのですが、これも誰がついてくるのだろうという感じになるので、もうちょっと安心するような書き方がある

と思いました。

○山崎部会長 被害者が見て安心して相談に行けるような工夫をという意見でした。

ほかにございますか。

馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 馬場です。

子どものためのハンドブックに「イカのおすし」とありますが、こういう語呂とかキャッチフレーズみたいながあるとわかりやすいと思います。

小樽で見たのですが、一升瓶に「後の祭り」と書いてあったのです。要するに、これを飲んで車に乗ったら後の祭りですよという感じで、ちょっとおもしろくて、頭に残っています。そういうわかりやすいキャッチフレーズがあればいいと思いました。

○山崎部会長 わかりやすいキャッチフレーズがあると、ぱっと頭に入るといえることですね。すてきなものを考えていただけるといいと思います。せっかくつくるものなので、ほかにありますか。

○前野委員 防犯ブザーが本当に効果があったことはあるのでしょうか。

私の孫はみんなつけているのですけれども、防犯ブザーを鳴らそうとすると逃げるといふ行為がおくれます。ですから、とにかく大きな声を出して逃げるのが先で、防犯ブザーは探さなくていいからと言ってあります。私が、性教育とかこういうことに関して小・中学生に話をするときには、防犯ブザーのことを余り言わないようにしています。

とっさのときに、冷静に、防犯ブザーを探して、鳴らして、犯人が逃げたことはあるのでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 何件あるかまではわかりませんが、実際に音が鳴って犯人が逃げたというケースはあります。本人が通報できないまでも、周りの方が来て通報してくれたといったケースもあります。確かに、かばんの中に入れていたら、それを探すということにはならないのかもしれませんが、使い方によっては身を守ることにはつながるものだと考えています。

○前野委員 今、携帯のストラップにつけるような、物すごく音の高い小さな笛があるのです。防犯用だと思うのですけれども、防犯ブザーだけではなくて、そういうものも紹介したらどうかと思います。携帯でしたら、みんなすぐに出せますね。それもストラップにつくのです。防犯ブザーだけではないのではないかと思います。

○山崎部会長 防犯ブザーだけではないグッズの紹介ということですか。

○前野委員 はい。

○山崎部会長 ほかにございますか。

7ページの大声を出してその場から避難するというのは、いざとなるとなかなか声は出ないです。本当は自分で大きい声を出せるのが一番いいので、日ごろから大きな声を出す練習をしましょうとか、お風呂場とか、ましてや、出前講座をやっているのであれば、それをワークショップみたいにやってみるといいかと思えます。

ほかに何かありますか。

○前野委員 これの配布は、年齢的には中高生から専門学校、大学生、大人を対象にということだと思えるのですが、大学ですと、DV被害にかかわるパンフレットは、4月から5月に啓発の文書が来て、それにパンフレットが入っていて、必要であればお送りします。そういうものが来ると、利用しやすいです。それは、4月ではなくて、前の年の年度末までに来たほうが良いと思うのです。

そういうものを利用して、例えば、大学は、今、この状況なので、教養ゼミがあります。1年生がやるゼミですが、それは男女を問わずに社会生活のいろはからやっています。意識のある方たちだと、そういうものも活用して下さるので、年度が明けてからのご紹介ではなくて、その前に、こういうものを大学で活用してもらえないとか、学校でどうでしょうかというお伺いの文書を発送してはどうかと思います。

高校まででしたら性教育の中でやるので、意識のある学校はやってくれると思います。

○山崎部会長 今、通知の時期について、年度末のほうが次の年度に使えるというお話でした。ほかに何かありますか。

今、本当にいろいろ出されたと思いますが、まず、配布に関しては、LGBTの人たちの存在も考えて、女子、男子と分けるのではなく、幅広くということ視野に入れたらどうかということと、その配布の通知も年度の学校の計画が決まる前にしたらどうかということです。また、いきなり法律用語が出てきてグラフとなってしまうと非常にわかりづらいので、文言を平易にするということと、イラストをたくさん使って、具体的にどんな感じにしたらいいのかということです。内容はこのままでいいけれども、そういう表現方法の指摘があったと思います。あとは、「イカのおすし」のようなわかりやすいキャッチフレーズがつくと浸透するのではないかとということです。また、当事者だけではなくて、医療機関や飲み屋さんなどでの啓発というふうに幅を広げたらいいのではないかと意見が出たと思います。

ほかに言い残したことはありませんか。

○水谷委員 支援学校に配布する予定はありますか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 具体的に何部を作ってどこの学校にというところまでは具体的に出していませんが、可能な限り、札幌市内にある支援学校も含めて、中学校、高校、専門学校、大学の分は用意できればと思っています。

○水谷委員 それであれば、なるべく子どものためのハンドブックの感じに近づけてつくっていただけたらいいなと思いました。

○山崎部会長 ほかにご意見はありますか。

今の意見を受けて、また案が出るということによろしいですか。それとも、この次には完成しているのでしょうか。

○事務局（西中地域防犯担当主査） この次までには完成していません。また皆さんのご意見をいただいて、ご協力をいただければと思います。

○山崎部会長 では、まだ検討できるということです。今出た意見はこの総意だと思っていただいていると思いますので、ぜひ意見を反映していただいて、次回、ハンドブックのひな形を提示していただければと思います。

ほかにご意見等がありますか。

○馬場委員 先ほど部会長がおっしゃっていた仙台のパンフレットですが、何がデートDVなのかということを知らない方も多いと思うので、そういうところも盛り込んでいただけたほうが良いと思います。そうすると、自分が今受けているのはDVなのだと思います。嫌よ嫌よも何だかという神話があって、この時代でもまだはびこっていますので、それは全く間違いなのだとことをはっきり言ってほしいと思います。

○山崎部会長 今までの強姦神話みたいなものをきっぱり否定して、嫌よ嫌よは本当に嫌なのだとことをきちんと書いてもらいたいということですね。

○前野委員 また検討されるのであれば、先ほどおっしゃったことはすごく大事で、子どものためのハンドブックには、これを覚えておこうというのが赤丸でずっとありますね。例えば、ここに注目とか、ここが大事とか、これがポイントとか体言どめでぱっぱっぱと目に入るような、標語的な表記がぱんと目に入ってくると、そこを読もうと人間は思うのです。やはり、そういう手法を使うことがすごく大事ではないかと思います。

子どものためのハンドブックを見たときに、この赤マークがぱっと目に入って、覚えておこうと書いてあるので、覚えなくてはと思って見ますよね。脳がこういうものを見たときにどう認識するかという見かた目ですね、どの情報を先に入れるかということも考えながらつくられると、こちらの思いを読んでもらえると思います。

○山崎部会長 ありがとうございます。

ハンドブックについて、ほかにありますか。

○巽委員 この案もそうですが、次の案を出す前に、職員のご家族でもいいのですけれども、一度、子どもに見てもらおうと、すごくわかりやすいと思います。小学校高学年ぐらいでわかるものであれば、多分、皆さんがわかると思いますし、子どものほうがはっきりと意見も言ってくれるので、そういう意見を参考にしてみたらここに持ってきてもいいのかなと思います。

○山崎部会長 次回の部会までに、1回、たたき台を小学校高学年の子に実際に見てもらって、その後にもう私たちにを見せてほしいという意見でした。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 大学生ぐらいの方に1回見てもらいたいと思っています。中学生、高校生もちろんですけども、もっと上の世代の方にもぜひ読んで、簡単過ぎると逆に上の世代の方は読まなくなってしまうと思うので、大学生にも伝わるように、それぐらいの方にも読んでいただくのがいいと思っています。

読みやすいものになるように、方法を考えさせていただこうと思います。

○山崎部会長 ぜひお願いいたします。

ほかに、パンフレットについて何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○山崎部会長 それでは、ないようでしたら、最後に今回の全体の部会を振り返って、順に、一人一人から一言意見を言っていたらと思います。

市村委員からお願いします。

○市村委員 私は、このハンドブックを見て、こうしたらいいという案がほとんど浮かばなかったのですが、皆さんの意見を聞いたら、なるほどなと思うような意見ばかりが出てきて、それを盛り込んだらすごくいいものができるのではないかと考えているところです。

○小野寺委員 こういうハンドブックは、いろいろなものがあるのですが、どのくらいの効果があるのかなと思っています。それから、これが本当に子どもたちに渡っているのかしらという疑問を持っておりました。

○前野委員 宝の持ち腐れにしないためには、多分、学校という環境があるところで活用されればいいと思うのです。これを読んで終わりではないので、学校では、必ず説明をしたり、質問に答えたり、先生の指導が入るので、その中で知識として定着していくということがあるので、そちらに期待したいと思います。皆さん見てくださいとただ配るだけではなくて、教育という手がかかることを期待して、そちらをお願いをしたほうがいいという印象があります。

○水谷委員 私も同じ意見ですが、紙ベースのものはぼいとされがちです。特に今、若い大学生などはみんなスマホで情報を集めているので、これをどれほど見てもらえるのかという懸念はあります。ですから、学校の授業の中で扱ってもらえたらと思います。

○馬場委員 私も、ハンドブックの効果をちょっと懸念しています。せっかくつくっていただけるので、男性、女性を問わず、皆にとって有効なものにしていきたいと思えますし、私たちも、ここで終わりではなくて、もっと勉強して若い女性に伝えたいと思いました。

○行方委員 ハンドブックの5ページに、ストーカーへの対策ということでいろいろ書かれています。つい最近、小田原かどこかでストーカー行為の末に女性が殺された、その判決が出ました。前につき合っていた男性に小田原まで追跡されて、その女性の住所を突きとめて殺されたという事件の判決を見て、すごく量刑が低いなと思いました。

札幌市に限らず、あの事件以来、個人情報の漏えいということは各市町村で注意していると思いますが、今、マイナンバーについてもやめたという新聞報道もあります。札幌市における個人情報、住所などの管理は完璧なのでしょうか。

ストーカーへの対策のところを見て、そこをちょっと思いました。

○巽委員 私は、子どもの権利委員会に入っていたことがあるのですが、そのときに、ハンドブックをつくりました。子どもの権利委員会には、中学生、高校生の委員もいらっしゃって、そのハンドブックを札幌市がつくって見てもらったときに、中学生、高校生の委員の女の子が、これは誰に向けてつくったのですかと、内容に関しては全却下だったので

す。

そういうことがあったのですが、これは犯罪に遭う女性をなくしたいという思いでつくっているものなので、札幌市としてすばらしいものをつくるのではなく、犯罪に遭う人を少しでもなくすために、その人たちに届けるものをつくるという意識でつくっていただけたら、皆さんに伝わるのではないかと思います。それを強くお願いします。

○山崎部会長 ありがとうございます。

当事者に寄り添ったハンドブックということを希望したいと思います。

私は、いろいろな中学校とか高校にデートDVの出前講座の講師で行っているのですが、そのときに、札幌市でつくったリーフレットを配って、このリーフレットのここでというふうに話をしながら配布物について説明をしています。先ほどおっしゃられたように、ただ渡すだけではなくて、そういうことが大事だと思います。この防犯のハンドブックができれば、いろいろなところで配れるように、私も、これができれば、デートDVの出前講座で防犯パンフレットもあるということをお話することができると思います。パンフレットをただ配って終わりということではなく、それをどう活用するのかということも視野に入れてつくっていただければいいと思っています。

ほかに意見がなければ、これで事務局に戻したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○市村委員 採用してもらえらるかどうかはわからないのですが、少しゲーム性というか、おもしろみがあったら、ちょっと見てもらえるとと思います。

例えば、外出時の犯罪被害防止というところにイラストを二つ入れて、一方はながら歩きをしていて、一方はそれをしていないとか、バッグの持ち方というものもあったと思うのですが、正しい持ち方をしているものと、そうではないイラストを二つ並べて間違い探しのようにして、ここに気をつけるというゲーム性を加えてはどうかと思いました。

○山崎部会長 ゲーム性を入れるということですね。私もそれはすごくいい意見だと思います。若い人を引きつけるにはどうしたらいいのかということをおみんなで考えていきたいと思っています。次回のたたき台を非常に期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これで事務局にマイクを渡したいと思います。

○事務局（池田区政課長） ありがとうございます。

さまざまなご意見をいただき、ありがとうございます。

いずれにしても、パンフレットは、できるだけ札幌市の防犯に関する気持ちを伝えるということと、わかりやすくすることによって、できるだけ多くの方に読まれるようなものにしていきたいと思っています。それを補完するものは、ホームページとかいろいろありますので、それ以上知りたい方はそちらに導くようにして、そちらで少し難しい話も載せていく形でやっていくのがいいと思っています。こちらのパンフレットは、ご意見を参考にしながら少し工夫をさせていただきまして、次回、再度ご提示させていただきたいと思

います。

今は1月末で、パンフレットを年度内につくるということになると、かなり駆け足な作業になってきますが、年度内に何が何でもつくるかどうかというところを含めて、また私どものほうで考えさせていただきたいと思います。

この後、審議会の親会議を2月中旬に予定されておりますけれども、この審議の状況について一旦中間報告をさせていただきたいと思います。今、さまざまなご意見をいただきましたので、どういったご報告をするかも含めて、部会長にご相談させていただきたいと思います。

今回のご審議を総合いたしますと、我々のほうでこの案については、皆様の意向や仙台市のものも含めて参考にさせていただきながら、もう一度組み立て直させていただいた上で、3回目の女性の防犯検討会議をしかるべき時期に開かせていただいて、作成に向けた審議をもう一度お願いすることになろうかと思えます。ということで、また開かせていただくこととなりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

3. 閉 会

○事務局（池田区政課長） それでは、これで第2回女性の防犯検討会議を終了させていただきたいと思います。

本日は、まことにありがとうございました。

以 上